

平成24年2月2日

金融機能強化法による資本支援の受け入れについて

気仙沼信用金庫
理事長 菅原 務

当金庫は、宮城県北、岩手県南地域を事業区域として、大正15年の創業以来、地元中小企業ならびに地域住民のための金融機関として、「共存同栄」を基本理念に掲げ、地域への貢献、安定した経営基盤の構築に尽力し、地域の再生・活性化に積極的に取り組みながら、当地域の発展に努力してまいりました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、当金庫事業区域内に壊滅的な被害をもたらし、基幹産業である漁業をはじめ水産加工業、製造業など幅広い業種において、津波による建物・設備の流出などの甚大な被害が生じました。地域経済への影響は計り知れず、当金庫の多くのお取引先においても直接的・間接的な被害が生じており、当金庫の被災債権の状況は980先、210億円になりました。

このような中、当金庫は東日本大震災からの地域の復興・持続的な発展に向け、これまで以上に、円滑な金融仲介機能を将来にわたり発揮していくことが、地域に根ざした当金庫の責務であり、協同組織金融機関として求められている取り組みのひとつであると強く認識しており、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第1項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、150億円の資本支援を受けることとなりました。

今後、当金庫は被災により疲弊した地域の日も早い復旧・復興に向けて、今回の資本支援により財務基盤を強化し、協同組織金融機関として一層の金融の円滑化を図るとともに信用金庫としての独自性を発揮しつつ、被災した地域のお客様の復興ならびに地域経済の活性化に向けた諸施策に役職員一丸となって取り組んでまいります。